

き原告適格を有するとされた事例

仙台地判 平成15年10月30日 判自264-98、RETIO60

<事案の概要>

本件敷地が所在するS市においては、建築基準法第43条に基づく条例により、面積1000㎡超の土地にあっては、接道長さを6m以上とする特例が定められていた。

本件敷地は、面積1000㎡超であり、北側の幅員6m以上の通路で位置指定道路に接道し、南側では幅員4.71mの通路で幅員8.91mのY市道に接道していた。

本件敷地所有者Aは、マンション建設、分譲のためBを施工業者として、S市から平成13年12月に当初建築確認、平成14年9月に変更後建築確認を得た。

本件敷地の近隣住民Xらは、①本件敷地について建築基準法第52条に基づく容積率最高限度は、S市条例の接道長さの特例を満たすべき道路である北側の位置指定道路を基準に計算しなければならず、建築確認の対象となったマンションは容積率制限に違反する、②接道長さの特例を満たす北側位置指定道路は、敷地所有者による車両通行制限協定が締結されており、接道義務を満たすべき道路といえない。と主張して、建築確認取消処分の取消しをS市に請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xらの請求を斥けた。

(Xらの原告適格について)

Xらのうち、本件建築確認に係る建築物の倒壊、延長により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、建築確認の取消しを求めるにつき原告適格を有する。

(容積率制限、接道義務違反について)

建築基準法第52条は、同法第43条第2項に基づく条例が制定された場合に、容積率最高限度の算定基準となる前面道路となるには条例に規定する接道長さを満たす必要がある趣旨に解釈することはできず、本件マンションは容積率制限に違反しない。

私道敷地所有者の車両通行制限協定は緊急車両の通行を排除することはできず、それを前提にすれば、建築基準法第43条第1項は車両通行制限のある道路を接道義務を満たすべき道路から除外する趣旨に解釈することはできず、本件マンションは接道義務に違反しない。

9 近隣居住者、通勤者による工場操業禁止の仮処分申立てに関し、操業による化学物質の発生により申立人の生命の安全及び身体の健康に対して受忍限度を超える被害が生じる蓋然性があるとまではいえないとして、申立てが却下された事例

大阪地決 平成17年3月31日 判時1922-107

<事案の概要>

N市内に居住又は勤務するXらは、N市内に建設され、平成17年4月から操業開始予定となっていた物流パレット製造工場からXらの人体に悪影響を与える有害化学物質が発生し、Xらに受忍限度を超える健康被害を生じさせる高度の蓋然性がある等と主張し、人格権に基づき、施設の操業の禁止を求めた仮の地位を定める仮処分命令（民事保全法第

23条第2項)の申立てを行った。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xらの申立てを斥けた。

人格権に基づく差止めが認められるためには、その侵害行為によって被侵害者が被るおそれがある生命の安全及び身体の健康に対する被害が社会生活上受忍すべき限度を超えていることが必要であるというべきである。

そして、右受忍限度を超えるか否かの判断にあたっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度、被害の防止等に関する措置の有無等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである。

本件施設については、

- ・ 施設が操業を開始することにより有害化学物質が発生する蓋然性があり、かつ、発生することが予測される化学物質の中には、人体に有害な物質も一部存することが認められるが、それらの化学物質がXらの居住地及び勤務地に到達する際には、大気によって相当程度拡散され、国が定めた環境基準を確実に下回ると推認できること。
- ・ 現段階では、施設の操業によって発生すると予測される化学物質が直接の原因となってXらに化学物質過敏症を引き起こす高度の蓋然性があるとまでは認められないこと。
- ・ 本施設には一定の公共性及び公益性が認められること。
- ・ 相応の有害化学物質対策が講じられ、行政上の手続が履行されていること。

を考慮すれば、本件施設の操業による化学物質の発生により、Xらの生命の安全及び身体の健康に対して受忍限度を超える被害が生ずる蓋然性があるとまでは認められない。

10 開発区域におけるがけ崩れ又は溢水により直接的な被害を受ける可能性のある範囲の地域に居住している者は、開発許可の取消しを求める原告適格を有するが、良好な環境下に生活する利益ないしは景観権の侵害を理由とする原告適格は認めることができないとされた事例

横浜地判 平成17年10月19日 判自280-93

<事案の概要>

Aは、共同住宅を建築するため、建築予定地を含む2826.58㎡の開発区域につき、都市計画法第29条第1項、第30条に基づく開発許可をY市長に申請し、平成14年7月19日付けでY市長は開発許可を行った。

これに対し、開発区域内又はその近隣に居住するXらが、がけ崩れによる生命、身体の安全の侵害、溢水による生命、身体の安全の侵害、良好な環境下に生活する利益ないしは景観権の侵害を理由として、本件開発許可処分の取消し及び原告1人あたり10万円ないし50万円の損害賠償を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xらの訴えを斥けた。

Xらのうち、開発区域におけるがけ崩れ又は溢水により直接的な被害を受ける可能性のある範囲の地域に居住している者は、開発許可の取消しを求める原告適格を有する。良好